

一般社団法人埼玉県筋ジストロフィー協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人埼玉県筋ジストロフィー協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県蓮田市黒浜4147番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、神経・筋疾患児者及びその家族の援護をはかり、福祉の増進並びに療養生活の向上等に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 神経・筋疾患児者・家族のための各種相談・療育指導・研修会等の事業。
- (2) 神経・筋疾患児者のための福祉学園。
- (3) 神経・筋疾患児者のための障害福祉サービス事業。
- (4) その他、この法人の目的を達成するための事業。

第3章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した神経筋疾患児者・家族及び家族であった者。
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人または団体。
- (3) 名誉会員 この法人に功績のあった者または学識経験者で社員総会において推薦された者。

(入会)

第6条 正会員または賛助会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 正会員は、社員総会で別に定める会費を納入しなければならない。

- 2、賛助会員は、社員総会で別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。但し、生活困窮者など諸般の事情により会員の納入が困難と理事会で認めた場合には会費を免除することがある。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(種類)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名。
- (2) 理事及び監事の選任又は解任。
- (3) 理事及び監事の報酬等の額。
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認。
- (5) 定款の変更。
- (6) 解散及び残余財産の処分。
- (7) その他、社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項。

(開催)

第14条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員は、理事長に対して社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2、前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他、法令で定められた事項

- 3、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第19条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2、議長及び社員総会において選出された議事録署名人2名は前項の議事録に署名押印する。

第5章 役員等

(役員の設定)

第21条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上9名以内
- (2) 監事 2名以内
 - 2、理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。
また、2名以内を副理事長とすることができる。
 - 3、理事長以外の理事のうち4名以内を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2、理事長・副理事長・業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めることにより、職務を執行する。

- 2、理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3、副理事長は、理事長を補佐する。
- 4、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5、理事長、副理事長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2、監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2、補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3、理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2、理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3、前2項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める。

(名誉会長及び顧問)

第28条 この法人に、任意の機関として名誉会長及び若干名の顧問を置くことができる。

- 2、名誉会長は、外部の有識者の中から、顧問は理事長経験者等正会員の中から理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3、名誉会長及び顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長及び顧問の職務)

第29条 名誉会長及び顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対して意見を述べることができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2、理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款の別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長、副理事長、業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。

理事長に事故、若しくは支障があるときにはあらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2、前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2、出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日

までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2、前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2、前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3、第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

- 第42条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。
- 2、委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

第10章 事務局

(設置等)

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2、事務局には事務局長と所要の職員を置く。
- 3、事務局長及び主要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任命する。
- 4、事務局組織及び運営全般に関して必要な事項は理事会の決議により別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第44条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開するものとする。

- 2、情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第45条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2、個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により定める。

(公告)

第46条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は、河端 静子 とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

一般社団法人埼玉県筋ジストロフィー協会

代表理事 河端 静子